

特定地域経営支援対策事業実施要綱

制定	平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7199 号
改正	平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 368 号
改正	平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3502 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日付け 27 経営第 3306 号
改正	平成 29 年 3 月 31 日付け 28 経営第 3121 号
改正	平成 31 年 3 月 28 日付け 31 経営第 3124 号
改正	令和元年 5 月 8 日付け元経営第 2 号
最終改正	令和 2 年 3 月 30 日付け元経営第 2313 号

第 1 趣旨

生活環境、就業条件等の安定向上を図ることが必要な北海道アイヌ住民の居住地区（以下「アイヌ住民居住地区」という。）における農林漁業は、他の地区に比べ、経営規模が零細で生産性が低く、農林漁家の所得及び生活水準は低位にある。このような状況を踏まえ、アイヌ住民居住地区においてアイヌ農林漁家（新規就業者を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な農林業生産基盤の整備及び農林漁業経営の近代化のための施設等の整備に対する支援を行うことにより、アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上に資するものとする。

また、沖縄県においては、亜熱帯気候に属し、栽培可能な作物が制限されるなど地理的・自然的条件や特有の歴史的・社会的条件の不利により、本土農業との格差がある。このことから、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条に基づく沖縄振興計画との密接な連携の下、本土農業との格差是正及び沖縄農業の持続的な発展を図るため、農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に取り組む際に必要となる生産施設・加工施設等の整備に対する支援を行うことにより、意欲ある多様な経営体の育成・確保に資するものとする。

第 2 目標

本事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、北海道のアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上に関する目標並びに沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する目標を定め、この目標の達成に取り組む地域を支援することにより、北海道のアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上並びに沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保を図るものとする。

第 3 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、地域が抱える課題を明確にするため、市町村長等（沖縄農業対策事業にあっては別表に掲げる事業実施主体を含む。以下同じ。）が地域の合意に基づき、具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めた事業実施計画を作成することを基本とし、第 2 に掲げる目標の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

2 事業の内容

本事業は、北海道のアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上並びに沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保を図るものとして、次に掲げる事業により構成し、事業内容、事業実施主体、承認基準及び補助率は、別表に掲げる内容とする。

(1) アイヌ農林漁業対策事業

(2) 沖縄農業対策事業

3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、アイヌ農林漁業対策事業については、平成 23 年度から令和 2 年度まで、沖縄農業対策事業については、平成 23 年度から令和 3 年度までとする。

4 事業実施地区

(1) アイヌ農林漁業対策事業は、アイヌ住民居住地区のうちアイヌ農林漁家の戸数が原則として 3 戸以上ある地区を対象として実施するものとする。

(2) 沖縄農業対策事業は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において、集落単位から大字の区域までの範囲内を対象として実施するものとする。

ただし、地域の実情等を勘案して、この範囲を越えて実施することが適当と認められ、かつ、その地域の農業者等の合意が得られている場合は、この区域を越えて実施することができるものとする。

5 成果目標

事業実施計画に定める成果目標は、次に掲げるとおり設定するものとする。

(1) アイヌ農林漁業対策事業

アイヌ農林漁家の経営改善に関する目標

(2) 沖縄農業対策事業

意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する目標

6 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度から 5 年度目とする。

7 実施手続

(1) 事業実施計画の作成等

市町村長等は、アイヌ農林漁業対策事業又は沖縄農業対策事業における事業実施計画を作成し、道県知事（アイヌ農林漁業対策事業における事業実施計画にあつては北海道知事、沖縄農業対策事業における事業実施計画にあつては沖縄県知事（以下「県知事」という。）。以下同じ。）に提出し、承認を受けるものとする。

ただし、沖縄農業対策事業において、地域の実情等を勘案し、市町村以外の事業実施主体が事業実施計画を作成する場合にあつては、市町村長を経由して県知事に提出するものとする。

(2) 事業実施計画の承認

道県知事は、(1) により提出を受けた事業実施計画について、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める要件を満たす場合には、あらかじめ経営局長等（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に協議して、当

該事業実施計画の承認を行うものとする。

(3) 事業実施計画の変更

市町村長等は、次に掲げる事項について、事業実施計画を変更する場合には、7の(1)の手続きに準じて行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 事業実施主体の変更

ウ 施設等の新設

8 費用対効果分析

事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について別に定める手法を用いて定量的な分析を行うものとする。

第4 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、経営局長が別に定めるところにより、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。
- 2 本事業は、統合補助事業として実施するものとし、道県知事は、経営局長等と協議の整った事業実施計画に基づき配分された予算の枠内において、自らの裁量により地区別配分及び地区間の経費の流用ができるものとする。

第5 目標達成状況の報告等

- 1 市町村長等は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、経営局長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況を道県知事に報告するものとする。
なお、沖縄農業対策事業において、市町村以外の事業実施主体が成果目標の達成状況の報告を行う場合にあっては、市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長は、所見を付して県知事に報告するものとする。
- 2 1の市町村長からの報告を受けた道県知事は、その内容を点検し、目標の達成状況が立ち後れていると判断した場合、市町村長等に対して適切な措置を講じるものとする。
- 3 道県知事は、1の市町村長からの報告及び2の点検結果を取りまとめ、経営局長等に報告するものとする。
- 4 経営局長等は、3の道県知事からの報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応じて道県知事を指導するものとする。
なお、報告を受けた沖縄総合事務局長は、経営局長に報告するものとし、2の規定に基づき、県知事が市町村長等に対して措置を講じた場合には所見を付すものとする。
- 5 市町村長は1の目標の達成状況を、道県知事は2の点検結果を公表するものとする。なお、経営局長等にあっては、3の道県知事からの報告を整理し、公表するものとする。

第6 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法により事業評価を行うものとする。

- 1 市町村長等は、目標年度までの各年度における成果目標の達成状況に基づき事業評価を行い、その結果を道県知事に報告するものとする。

なお、沖縄農業対策事業において、市町村以外の事業実施主体が事業評価を行う場合にあっては、市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長は、所見を付して県知事に報告するものとする。

2 道県知事は、1の市町村長からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を経営局長等に報告するとともに、必要に応じ当該評価結果を踏まえ、市町村長等に対して指導するものとする。

3 経営局長等は、2の道県知事からの報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、必要に応じて道県知事を指導するものとする。

なお、報告を受けた沖縄総合事務局長は、所見を付して経営局長に報告するものとする。

4 市町村長は1の事業評価結果を、道県知事は2の点検評価結果を公表するものとする。なお、経営局長等は、2の道県知事からの報告を整理し、公表するものとする。

第7 指導推進等

1 市町村長は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、事業実施地区内の農林漁家の意向を十分に徴するとともに、関係農林漁業団体との密接な連携を図るものとする。

2 道県知事は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農林漁業等関係機関との密接な連携による推進体制の整備に努めるとともに、指導助言を行うものとする。

3 国は、本事業の地域の実情に即した効果的かつ適正な実施が図られるよう、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局が相互に連携調整を緊密にすること等により、本事業の実施についての指導助言に当たるものとする。

第8 他の施策等との関連

本事業は、農振法等による関連諸制度との調和を図るとともに、農林漁業に関する各種施策との関連又はその活用に配慮して推進するものとする。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、経営局長が別に定めるところによるものとする。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、アイヌ農林漁業対策事業実施要領（昭和51年6月12日付け51構改B第1339号農林事務次官依命通知。以下「旧要領」という。）及びアイヌ農林漁業対策事業実施基準（昭和51年6月12日付け51構改B第1339号農林事務次官依命通知。以下「旧基準」という。）は廃止する。

3 2の旧要領及び旧基準に基づき、平成22年度までに事業実施計画の承認を受け、かつ、当該事業実施計画に基づき、平成23年度において事業実施を予定しているアイヌ農林漁業対策事業にあっては、なお従前の例により取り扱うものとする。ただし、目標達成状況の報告等については、この要綱に基づき行うものとする。

- 4 「強い農業づくり交付金実施要綱の一部改正について」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 9707 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の強い農業づくり交付金実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知）別表中Ⅱの「意欲ある多様な農業経営の育成・確保」整備事業であって、平成 22 年度までに事業実施計画の承認を受け、かつ、当該事業実施計画に基づき、平成 23 年度以降も事業実施を予定している事業（沖縄県に限る。）については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 経営第 3121 号）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 経営第 3121 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 経営第 3124 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 8 日付け元経営第 2 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 8 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日付け 元経営第 2313 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業内容	事業実施主体	承認基準	補助率
1 アイヌ農林漁業対策事業 アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上のため、アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林業生産基盤の整備、農林漁業経営近代化施設等の整備を行う事業とする。	市町村、農林漁業者等の組織する団体、土地改良区、農業委員会、第3セクター等	経営局長が別に定める要件を満たしていること。	2/3 以内（ただし、経営局長が別に定める率又は額以内とする。）
2 沖縄農業対策事業 沖縄農業の持続的な発展を図るため、意欲ある多様な経営体の育成に必要な生産施設、加工施設、流通販売施設、土地基盤等の整備を行う事業とする。	市町村、農業者等の組織する団体、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会、第3セクター等、沖縄県知事が沖縄総合事務局長と協議して認める団体	経営局長が別に定める要件を満たしていること。	2/3 以内（ただし、経営局長が別に定める率又は額以内とする。）